

日本銀行に開設された当座預金口座への預金による清算預託金の管理について

2019年4月1日

株式会社日本証券クリアリング機構

1. 日本銀行に開設された当座預金口座への預金による管理の上限額に関する事項（CDS清算業務に関する業務方法書の取扱い第52条の2第3項ただし書関係）

(1) 当初証拠金についての上限額は、前当社営業日に算出した当該清算参加者又は清算委託者の当初証拠金所要額に1.3を乗じた額とする。

(2) CDS清算基金についての上限額は、前当社営業日に算出した当該清算参加者のCDS清算基金所要額に1.3を乗じた額とする。ただし、破綻処理単位期間においては、CDS清算基金所要額に破綻時証拠金所要額を加えた額に1.3を乗じた額を、CDS清算基金及び破綻時証拠金の合計額についての上限額とする。

2. あらかじめ行う届出に関する事項（CDS清算業務に関する業務方法書の取扱い第52条の2第5項関係）

清算参加者又は清算委託者があらかじめ行う届出（届出の取下げを含む。）は、当社が定める様式を、毎年2月、5月、8月又は11月の20日までに当社に対して提出することによって（清算委託者が届出を行う場合にはその受託清算参加者を通じて当社に対して提出することによって）行うものとし、当該届出の行われた月の翌々月の当社第1営業日からCDS清算業務に関する業務方法書の取扱い第52条の2第3項の規定が適用されるものとする。

ただし、資格取得申請者がCDSに係る清算資格を取得する場合又は清算参加者が委託取引口座を新たに開設する場合には、当該申請者は当該資格取得と同時に、清算委託者は当該委託取引口座の開設と同時に、本届出を行うことができるものとし、この場合には同項の規定が直ちに適用されるものとする。

以 上